

# 沖縄県障害者施策推進協議会委員公募実施要領

## 1 目的

沖縄県の障害者に関する施策における行政の意思形成過程に、県民が直接に参加する機会を確保することを目的に、沖縄県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、必要な事項を調査審議する沖縄県障害者施策推進協議会（以下「施策推進協議会」という。）の委員を広く県民から募集することとし、その募集に必要な事項を定める。

## 2 公募する委員の定数

公募による委員の定数は次のとおりとする。

障害のある人 2人

ただし、適任者がいない等、応募の状況によっては、公募による委員数が2人に満たないことがある。

## 3 応募資格

応募できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 沖縄県内に在住する者であること。
- (2) 年齢が20歳以上の者であること。
- (3) 沖縄県議会の議員又は沖縄県の執行機関の常勤職員でないこと
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる者に該当しないこと。
- (5) 年数回程度開催される審議会に出席可能な者であること。
- (6) 障害者差別の解消に関し優れた識見を有する者であること。
- (7) 障害のある者※であること。

※ 障害のある者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）その他の心身の機能障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（沖縄県障害のある人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成25年条例第64号）第2条第1項第1号）。

## 4 応募方法

委員に応募する者は、次の書類を持参、郵送又は電子メールのいずれかにより応募するものとする。

- (1) 応募申込書
- (2) 履歴書
- (3) 「障害の有無により分け隔てられることのない共生社会の実現のためには」

をテーマとする小論文（800字程度）

## 5 募集方法及び募集期間

### (1) 募集方法

応募要領を県のホームページに掲載するとともに行政情報センターに備え付け、県民に広く周知を図る。

### (2) 募集期間

令和8年4月27日（月曜日）から令和8年5月22日（金曜日）まで（当日消印有効）

## 6 委員の選考

### (1) 選考の方法

生活福祉部附属機関委員の公募に関する選考要領に基づき、同委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）が選考する。

### (2) 選考委員会

選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

ア 生活福祉部長

イ 生活福祉部 生活福祉統括監

ウ 生活福祉部 福祉政策課長

エ 生活福祉部 障害福祉課長

## 7 選考結果の公表

選考結果については、県のホームページ及び行政情報センターにおいて公表する。また、委員に決定した応募者に対しては、別途通知する。

## 8 附則

この要領は、令和8年4月25日から施行する。